

事務連絡

令和3年2月8日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長（令和3年2月2日）に伴う工事及び業務の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について、令和3年2月2日に、内閣総理大臣より、令和3年2月8日以降の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置を実施すべき区域が変更され、緊急事態措置を実施すべき期間についても令和3年3月7日まで延長されたところです。緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応については、「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた工事及び業務の対応について」（令和3年1月7日付け事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の変更（令和3年1月13日）に伴う工事及び業務の対応について」（令和3年1月13日付け事務連絡）において、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン（令和2年5月14日（令和2年12月24日改訂版）」を踏まえた建設現場やオフィスにおける感染予防対策の更なる徹底等をお願いしていたところですが、引き続き、同事務連絡に基づき、遺漏なきようご対応をお願いいたします。

なお、緊急事態措置を実施すべき区域の変更及び期間の延長を踏まえた対応について、別添1のとおり地方公共団体あてに送付するとともに、別添2のとおり民間発注者団体等あてに送付しておりますので、参考まで送付いたします。